

2017 年 5 月 31 日	研究院審査・評価委員会 付議
2017 年 6 月 12 日	研究院運営委員会 付議

研究機構 事前評価実施要領

1. 評価体制

研究機構（総合研究機構および重点領域研究機構を除く。以下同。）の事前評価は、研究院審査・評価委員会（以下、「審査・評価委員会」という）が評価対象機構の研究分野に応じて設置する分科会にて実施する。ただし、分科会を設置しない場合は、審査・評価委員会がその役割を担う。

（1）分科会の構成

分科会の構成は、以下のとおりとする。

①分科会委員

分科会委員は以下のとおりとし、審査・評価委員会へ評価結果を報告後その任を解く。

（ア）審査・評価委員会委員のうちから研究院長および審査・評価委員長が指名する者 若干人

（イ）本学の専任教員のうちから研究院長および審査・評価委員長が指名する者 若干人

（ウ）学外の有識者のうちから研究院長および審査・評価委員長が指名する者 若干人

②アドバイザー

評価対象研究機構の研究分野に応じて、当該研究分野に精通する学内の有識者に出席を求め、意見を聞くことができる。

③オブザーバー

研究推進を担当する理事、研究推進部長、研究院長、副研究院長、審査・評価委員長は、必要に応じ分科会に出席し意見を述べることができる。

（2）座長

分科会に座長 1 人を置く。

①座長は、分科会の業務を統括し、分科会を代表する。

②座長は、審査・評価委員会委員の中から研究院長および審査・評価委員長が指名する。

（3）運営

分科会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

①分科会は、座長が招集し、その議事を整理する。

②分科会は、委員の過半数によって成立し、出席委員の過半数をもって決議する。

（4）事務

分科会の事務は、研究院事務局が行う。

2. 事前評価の手順

事前評価の手順は、以下のとおりとする。

手 順	実施箇所	内 容
書面確認	分科会	研究機構評価指針に基づき、設置申請書の内容を確認する。
ヒアリング評価	分科会	研究機構評価指針に基づき、プレゼンテーションおよびヒアリングにより評価、審査する。
評価結果の取りまとめ	審査・評価委員会	ヒアリング評価の結果に基づき、事前評価および審査結果報告書（案）を取りまとめる。

3. 書面確認

（1）確認手順

書面確認の確認手順は、以下のとおりとする。

手 順	実施箇所	内 容
書面確認書類の送付	審査・評価委員会 （研究院事務所）	設置提案書、および書面確認シートを分科会委員へ送付する。
書面確認	分科会	分科会委員は、研究機構評価指針に基づき、設置申請書の内容を確認し、ヒアリング評価の際の留意事項を書面確認シートへ記入する。
書面確認シートの提出	分科会	分科会委員は、ヒアリング評価の際の留意事項を記入した書面確認シートのみを研究院事務所へ提出する。

4. ヒアリング評価

（1）評価手順

ヒアリング評価の評価手順は、以下のとおりとする。

手 順	実施箇所	内 容
留意事項の通知	審査・評価委員会 （研究院事務所）	ヒアリング対象研究機構の代表者へヒアリング評価の際の留意事項を通知する。
プレゼンテーションとヒアリング	分科会	分科会委員は、研究機構評価指針に基づき、設置申請書を参考にし、プレゼンテーションおよびヒアリングにより評価し、ヒアリング評価シートに評価、審査結果を記入する。
評価結果の取りまとめ	分科会	ヒアリング評価の結果に基づき、総合討論を行い、事前評価および審査結果報告書（案）を取りまとめ、審査・評価委員会へ提出する。

（2）プレゼンテーション

プレゼンテーションは、原則として以下のとおり行う。

- 発表者：原則、機構長を含め3名以内とする。
- 発表形態：口頭によるプレゼンテーション（PC、プロジェクターによる映像併用可）
- 使用資料：自由様式資料

○持ち時間：40分（発表20分、質疑20分）

※利害関係者に該当する分科会委員は、当該機構の評価には参画できない。

※利害関係者の排除により、分科会の構成が全委員の4分の3（小数点以下切上げ）未満となる機構については、審査・評価委員長が研究院運営委員から委員を委嘱し、4分の3以上の構成で評価する。

（3）評価・審査事項

事前評価は、1） i．個別評価、 ii．総合評価、 2）設置に関する審査項目で構成する。

1） i．個別評価

①個別評価は、設置提案書を参考にし、プレゼンテーションに基づき、以下の項目について評価する。

- 組織目標の妥当性
- 研究体制の妥当性
- 研究計画の具体性、妥当性
- 資金計画の具体性、妥当性
- 研究の先進性・独創性
- 研究の学際性・融合性
- 早稲田の独自性
- 研究成果（実現可能性）
- 学術的波及効果
- 社会的波及効果
- 研究体制の自立性
- 研究体制の持続性

②個別評価は、以下の5段階で行う。

（5：非常に優れている、4：優れている、3：やや優れている、2：やや不十分である、1：不十分である）

③コメント欄は、特筆すべき点についてコメントを付記する。

ii．総合評価

①総合評価は、上記の個別評価結果や、個別評価項目には含まれない特筆すべき点を積極的に加味し、総合的な観点から審査する。

②総合評価は、以下の5段階で行う。

（10：非常に優れている、8：優れている、6：やや優れている、4：やや不十分である、2：不十分である）

上記の評点については、以下の点数配分とし、事務局側で集計を行う。

	評価項目	配点
個別評価		
1. 組織目標	○組織目標の妥当性	20
	○研究体制の妥当性	10
2. 研究計画	○研究計画の具体性、妥当性	10
	○資金計画の具体性、妥当性	10
3. 国際競争力のある研究 の実施	○研究の先進性・独創性	5
	○研究の学際性・融合性	5
	○早稲田の独自性	5
	○研究成果（実現可能性）	5
	○学術的波及効果	5
	○社会的波及効果	5
4. 自立的で継続的な研究 拠点形成	○研究体制の自立的性	5
	○研究体制の持続性	5
総合評価		10
		100

2) 設置に関する審査

①当該課題の設置に関して、総合的な観点から審査する。

②審査は、以下の4段階で行う。

S：優れた構想であり設置すべき

A：優れた構想等を含んでおり設置してもよい

B：構想等に不十分な点があり設置に消極的である

C：構想等に問題があり設置すべきでない

なお、上記については、S（4点）、A（3点）、B（2点）、C（1点）として平均を算出する。

5. 設置の可否に係る確認

原則として、上記の個別評価および設置に関する審査の双方において、定められた基準（以下①および②）をクリアした研究機構について設置を認めるものとし、評価結果報告書（案）を取りまとめる。

①全体得点（100点満点）の70%以上

②設置に関する審査において、評点の平均値3.0以上

これらの確認内容を含めた評価結果については、研究院運営委員会で決定し、全学研究会議に報告するものとする。

6. 結果通知

上記の結果は確定後、研究機構長に通知する。なお、通知に際しては、組織の見直しや研究活動の改善等に資する助言を必要に応じて付記する。

以 上